

CoCoLo 重要事項説明書

当事業所は、放課後等デイサービス提供開始にあたり、当事業所の指定放課後等デイサービスについて、次のとおり、説明いたします。

1 運営主体

名 称	㈱グッドドゥワーク
所在地	大阪府大阪市北区鶴野町 1 番 3 号 安田ビル 305
電話番号	06-6375-6666
代表者職氏名	代表取締役 岩井大基

2 施設概要

施設の種類	指定放課後等デイサービス事業所
施設の名称	CoCoLo
施設の所在地	兵庫県西宮市甲子園口 4 丁目 21-27 イグレック甲子園口
連絡先	電話：0798-68-0556 FAX：0798-68-0557
管理者	石崎久美子
児童発達支援管理責任者	石崎久美子
利用定員	放課後等デイサービス 10 名
サービスの実施地域	兵庫県全域
主たる対象者	特に定めなし
開設年月日	令和 5 年 1 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

CoCoLo（以下「当事業所」という。）は、以下の運営の方針に従って、児童が就学や将来の自立のために、日常生活又は集団生活を営むことができるよう、コミュニケーション力、生活スキル、社会性等の向上を図るための指導、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

（1）当事業所は、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細やかな放課後等デイサービスを提供します。

4 設備の概要

（1）施設

構造	鉄筋カラー鋼板屋根造 地上 2 階建
敷地面積	42.79 m ²
延べ床面積	1 階 42.79 m ² 2 階 42.74 m ²

（2）主な設備

設備	部屋数	面積	備考
指導訓練室	1 室	36 m ²	
事務室	1 室	6.5 m ²	
相談室	1 室	1 か所	

トイレ	2 室	2 か所	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の施設・設備を設置しています。

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
管理者	1 人	従業者及び業務の管理を一元的に行います
児童発達支援管理責任者	1 人	放課後等デイサービスの作成に関する業務、利用時の心身の状況・福祉サービス利用状況等の把握ならびに家族等への相談支援等を行います
児童指導員または保育士	4 人	児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います
運転手	2 人	送迎の対応をおこないます

※上記職員の員数等は、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

6 営業日

当事業所の営業日は月曜日から金曜日（ただし、年末年始、その他指定の日を除く。）とする。

7 営業時間及びサービス提供時間

当事業所の営業時間とサービス提供時間は、次のとおりとします。

(1) 営業時間：月曜日～金曜日 9:00-18:00

(2) サービス提供時間：

放課後等デイサービス：月曜日～金曜日 10:00-16:30

8 サービス提供の内容

当事業所が提供する放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 児童発達支援計画の作成
- (2) 日常生活の基本的な動作の指導
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) 学習指導
- (5) 児童及びその療育を行う者への相談及び助言
- (6) 健康管理（欠席時における支援を含みます）
- (7) 訪問支援
- (8) 心理指導等特別支援
- (9) 前各号に附帯する必要な訓練、療育、支援、相談、助言

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 障害児通所給付対象サービス内容の料金

事業者は、通所給付決定保護者に代わって放課後等デイサービスの提供に係る費用を支給決定市町村に請求（法定代理受領）します。通所給付決定保護者から、児童福祉法の定める利用者負担

額の支払を受けるものとします。ただし、放課後等デイサービスの提供を行った月に他の事業所による放課後等デイサービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が児童福祉法に定める利用者負担額を超えないよう調整した額の支払を受けるものとします。厚生労働大臣が定める額は別表の通りです。毎月1か月分の報酬・加算単位を合計し、その単位数に地域区分を乗じた数が総報酬額となります（小数点以下は切り捨て）。

(2) その他支援の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる費用のほか、おやつ代（最大100円）を御負担いただきます。

(3) お支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、窓口での現金支払

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所支援計画で定めたサービスの利用を中止する場合にはサービスの実施日の前々日〇時〇分までに事業者に出してください。

② 利用予定日の前々日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、別紙料金表のとおり、欠席時対応加算をお支払いいただく場合があります。

10 児童の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて児童の記録及び情報を適切に管理し、児童またはその保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は10:00-17:00です。

(2) 児童及びその家族の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は保護者の同意（「個人情報取扱同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

11 事故及び緊急時の対応

(1) 事故及び緊急時の対応方針

児童の事故及び病状急変等の緊急時は、別途提出いただく緊急連絡先申請書に記載されたかかりつけ医療機関、緊急連絡先に連絡の上、迅速に対応します。

(2) 当事業所の協力医療機関

医療機関の名称	関小児科医院
電話番号	0798-47-0015

(3) 損害賠償保険について

保険名称	タフビズ事業活動総合保険
会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保障内容	1、火災、落雷、破裂、爆発 2、風災、雹災、雪災 3、水濡れ 4、騒擾、労働争議など 5、航空機の墜落、車両の衝突など 6、建物の外部からの物体の衝突など

	7、盗難 8、水災 9、1～8以外の不測かつ突発的な事故
--	------------------------------------

12 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	食料、飲料水 (その他、携帯ラジオ、ロープ、懐中電灯など)
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	上甲子園小学校

13 虐待等の防止のための措置

事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。

(2) 事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当事業所では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当事業所相談窓口	・苦情受付担当者 責任者 岩井大徳 ・苦情解決責任者 管理者 高島昭 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。
第三者委員	なし

15 その他利用にあたっての留意事項

	・当事業所では、西宮市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。 ・児童及びその家族からのお歳暮、お中元、お土産、お年始、差し入れ等をスタッフが受領することは禁止させて頂いております。また、事業所内では児童間及びその家族間の贈答品の交換についてもご遠慮ください。
禁止事項・制限事項	・ご自身のお子様以外が映り込む撮影は、原則として禁止させていただきます。お知り合いのお子様及びそのご家族様・スタッフを撮影される場合は、事前に許可をとってください。 ・「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。ま

該当	報酬・加算 名	支払を求める理由	金額
○	放課後等デ イサービス 授業終了後 に行う場合/ 学校休業日 に行う場合	個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時 間に応じて算定される基本報酬です。 区分 1 : 30 分以上～1 時間 30 分以下 区分 2 : 1 時間 30 分超～3 時間以下 区分 3 : 3 時間超～5 時間以下（学校休業日 のみ算定可） 重度心身障害児を除く障害児/定員 10 名/の 場合	（区分 1） 574 単位 6,291 円/利用 自己負担額 629 円 （区分 2） 609 単位 6,674 円 自己負担額 674 円 （区分 3） 666 単位 7,299 円 自己負担額 729 円
○	児童指導員 等配置加算 （児童指導 員等）	常時見守りが必要な児童への支援や保護者 に対する支援方法の指導を行う等、支援の強化 を図るため、給付費の算定に必要となる従業 者数に加えて、1 名以上を配置している事業 所に対して報酬上の評価を行うための加算で す。	（常勤専従・経験 5 年以上） 187 単位 2,049 円/利用 自己負担額 204 円 （常勤専従・経験 5 年未満） 152 単位 1,665 円/利用 自己負担額 166 円 （常勤換算・経験 5 年以上） 123 単位 1,348 円/利用 自己負担額 134 円 （常勤換算・経験 5 年未満） 107 単位 1,172 円/利用 自己負担額 117 円
	児童指導員 等配置加算 （その他の 従業者）		（その他の従業 者） 90 単位 986 円/利用 自己負担額 98 円

	専門的支援 体制加算	専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置をしている事業所について、給付費の算定に必要となる従業者数に加えて、1 名以上を配置している事業所に対して報酬上の評価を行うための加算です。 して報酬上の評価を行うための加算です。	123 単位 1,348 円/利用 自己負担額 134 円
	専門的支援 実施加算	専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を行う加算です。利用日数に応じて、算定限度回数が定められています（放デイは 2 回～6 回）。	150 単位/回 1,644 円/利用 自己負担額 164 円
	福祉専門職員等配置加算（Ⅰ）	福祉専門職を配置することにより、サービスの質を向上させる取組を行っている事業所を評価する加算です。常勤職員における社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が 35%以上の事業所は（Ⅰ）、同割合が 25%以上の事業所は（Ⅱ）を、また常勤職員の割合が 75%以上の事業所又は勤続年数が 3 年以上の常勤職員が 30%以上の事業所は（Ⅲ）となります。	15 単位 164 円/利用 自己負担額 16 円
	福祉専門職員等配置加算（Ⅱ）		10 単位 109 円/利用 自己負担額 10 円
○	福祉専門職員等配置加算（Ⅲ）		6 単位 65 円/利用 自己負担額 6 円
※	送迎加算	居宅等と事業所の間の送迎を行った際に算定される加算です。	54 単位/片道 591 円/日 自己負担額 59 円
※	通所自立支援加算	学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定される加算です。算定開始から 3 月が限度です。	60 単位 657 円/回 自己負担額 65 円
	欠席時対応	予定されていた通所日を欠席する場合、通所	94 単位

※	加算	日の 2 営業日前以降にご連絡をいただいた場合に加算されます。 1 か月に 4 回が限度です。	1030 円/回 自己負担額 103 円
※	延長支援加算	一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として算定される加算です。なお、延長 30 分以上 1 時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定されます。 重度心身障害児を除く障害児/定員 10 名/の場合	(延長 1 時間以上 2 時間未満) 92 単位 1,008 円 自己負担 100 円 (延長 2 時間以上) 123 単位 1,348 円 自己負担 134 円 (延長 30 分以上 1 時間未満) 61 単位 668 円 自己負担 66 円
※	家庭支援加算	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、居宅や事業所内等で本人、家族等に対する相談援助等を行った場合に加算されます。 (Ⅰ) は入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合に算定される加算です。 (Ⅱ) は入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合に算定される加算です。	【Ⅰ】 (居宅を訪問/所要時間 1 時間以上) 300 単位 3,288 円 自己負担 328 円 (居宅を訪問/所要時間 1 時間未満) 200 単位 2,192 円 自己負担 219 円 (事業所等で対面) 100 単位 1,096 円
		それぞれ、1 か月に 4 回が限度です。	自己負担 109 円 (オンライン) 80 単位 876 円 自己負担 87 円 【Ⅱ】 (事業所等で対面) 80 単位

			876 円 自己負担 87 円 (オンライン) 60 単位 657 円 自己負担 65 円
※	子育てサポート加算	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に加算されます。 1 か月に 4 回が限度です。	80 単位/回 876 円 自己負担額 87 円
※	関係機関連携	(Ⅰ)は児童が通う保育所や学校等と連携して支援計画の作成等を行った場合に算定される加算です(月に 1 回まで)。 (Ⅱ)は保育所や学校等とⅠ以外で情報連携した場合に算定される加算です(月に 1 回まで)。 (Ⅲ)は児童相談所、医療機関等と情報連携した場合に算定される加算です(月に 1 回まで)。 (Ⅳ)は就学先の学校や就職先の企業等との連絡調整等を行い、児童の状態や支援方法を文書で渡した際に算定される加算です(1 回まで)。	(Ⅰ) 250 単位 2,740 円/回 自己負担額 274 円 (Ⅱ) 200 単位 2,192 円/回 自己負担額 219 円 (Ⅲ) 150 単位 1,644 円/回 自己負担額 164 円 (Ⅳ) 200 単位 2,192 円/回 自己負担額 219 円
※	事業所間連携加算	セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定される加算です。 (Ⅰ)はコーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合(月に 1 回まで)。 (Ⅱ)はⅠの会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有す	(Ⅰ) 500 単位 5,480 円/回 自己負担額 548 円 (Ⅱ) 150 単位 1,644 円/回 自己負担額 164 円

		るとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月に１回まで）。	
※	自立サポート加算	高校生（２年生・３年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定される加算です。月２回が限度です。	100 単位 1,096 円/回 自己負担額 109 円
※	保育・教育等移行支援加算	保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う加算です。 ①退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合（２回を限度） ※移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等 ②退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合（１回を限度） ③退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合（１回を限度）	① 500 単位 5,480 円/回 自己負担額 548 円 ② 500 単位 5,480 円/回 自己負担額 548 円 ③ 500 単位 5,480 円/回 自己負担額 548 円
※	利用者負担上限額管理加算	利用者負担額の上限額管理事務を行った事業者に算定される加算です。	150 単位 1,639 円/月 自己負担額 163 円
※	強度行動障害児支援加算	（Ⅰ）は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に算定される加算です。 （Ⅱ）は強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修※）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に算定される加算です。	（Ⅰ） 200 単位 2192 円/利用 自己負担額 219 円 （Ⅱ） 250 単位 2740 円/利用 自己負担額 274 円 ※加算開始から 90 日以内の期間は、プラス 500 単位
			5,480 円/回 自己負担額 548 円
※	集中的支援加算	状態が悪化した強度行動障害を有する児童に対し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めた場合に算定される加算です。 （Ⅰ）は広域的支援人材が事業所を訪問し、集中的な支援を行った場合、3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として算定される加算	（Ⅰ） 1000 単位 10,960 円/回 自己負担額 1096 円 （Ⅱ） 500 単位

		です。 (Ⅱ)は障害児入所施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービスまたは障害者支援施設等から受入れ、利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を算定される加算です。	5,480 円/回 自己負担額 548 円
※	個別サポート加算	より手厚い支援を必要とするケアニーズの高い児童について、その支援を評価するために算定される加算です。 (Ⅰ)①はケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合に算定される加算です。 (Ⅰ)②は強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合に算定される加算です。 (Ⅱ)は要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6月に1回以上共有)し支援を行った場合に算定される加算です。 (Ⅲ)は不登校状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合に算定される加算です。	(Ⅰ)① 90 単位/日 986 円/利用 自己負担 98 円 (Ⅰ)② 120 単位/日 1,315 円/利用 自己負担 131 円 (Ⅱ) 150 単位/日 1,644 円/利用 自己負担額 164 円 (Ⅲ) 70 単位/日 767 円/利用 自己負担額 76 円
○	福祉・介護職員等处遇改善加算	福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の効果を継続する観点から当該助成金を円滑に報酬に移行することを目的とした加算です。	(Ⅰ) 総 算 定 単 位 × 134/1000 (Ⅱ) 総 算 定 単 位 × 131/1000 (Ⅲ) 総 算 定 単 位 × 121/1000 (Ⅳ)
			総 算 定 単 位 × 98/1000